



73  
6665  
1



門 73  
號 6665  
卷 1

裝束要領鈔序

公事に大儀中儀小儀あり。冠服も晴と藪と尋常のり

おとときく冠制服制の成るは初れ始ありと凡冠服

神代よおころれといふとも其形状階級のらるるか

ど人代ふむりて 推古天皇御宇より 天武の朝よ

及く階とふ冠制ありこれと冠位といふゆを

文武天皇昔大寶乃らめ皆漆れ有文武の冠ふ

早稲田 大學 図書館  
昭和 31. 9. 28 受  
藏 書

改る多しぬ是今の冠若元あり其服制親王四品已上  
諸王諸臣一一位ハ深紫衣諸王の二位已下五位已上諸臣乃二  
三位ハ浅紫衣四位ハ深緋衣アサキキヌ五位ハ浅緋衣六位ハ深緑衣七位  
ハ浅緑衣八位ハ深縹衣初位ハ浅縹衣と若く是令制あり  
各當色ハゆへりて其法をのぞくと若法よたふ人  
のまはるは改むは古今の通例也まうりといふも何よ  
りて改革増減あり世ふ改むはく質素文飾とあり

中古小むく二位といふとも大臣あるは深紫の衣といひ  
六位已下初位といふとも服色といはれりて深緑深縹ハ  
衣とかなしゆひハゆふ寛弘以來四位已上皆一色若  
黒袍に染りて椽の名とかり五位ハ茜衣も蕪芳り  
うり六位ハ青衫も八位初位ハ縹小かり七位已下ハ階  
級もといはく服色の制を多しり歴代轉變つくり  
といふも其制何くあり成る大臣納言參議ハ下襲

の裾者長短のみを公卿と四位の侍臣に差別ハ袴籠衣  
 文乃有ありふる。但四位の人と禁色とゆりたすふを  
 公卿は似く裾短し。五位六位とのつうく位袍よりい  
 くはがこれとて夏冬両代より各故實を多  
 くとちり給ふとき。又烏帽子ハ紗帽乃製ふをいり  
 狩衣指貫を布は短く給ふ。絹綾織物の美とほく  
 こけハ往古庶人の服より。後世六位以上の藝者

服とわけり。さきとと朝服にハ羽ひあつと況をいり  
 巳下の服ハ固よりいふと。雑袍と持う人といふと  
 烏帽子狩衣とあつと。内ハ衣の給ふ。但例ハあまた  
 可なりとと。下愚素より蒙昧より適冠服ハ故事と  
 存知んと此一隅ハよりまひて徒ハ艱難と年齢小  
 のま積る傍人ハ勤學よりしてゆよあつと作らう  
 やり。今空鶴髪ハ衰老とかり筋力漸疲て驥驢の比

然りと嗜好の道いふく舎措くく國史令式百家はら  
 古よりあひ今に便する事とらかり索々當用のこま  
 すく初心の目録とかくらんるは雲客は裝束式と外は  
 あくく。卿相の衣裳は幸と内ふこめく梗概の一筋  
 を書る。且問答とくくして本文乃餘意とありきり  
 然りと元禄己卯年仲春本主四辻故宰相中將公詔卿の  
 一覽より入る。跋及題名とらかりて是と装束をなすべ

とらり然れども程中とくは筆削年いつくいふこ  
 ろめざり。く。爰は徳田良方といふもの予予從遊  
 く先此書と研究。く訪て要をらかり討クツく義と  
 たり能其名實とら。其旨趣と辨明とく自教龜頭  
 傍註をくく。後小古今女房の衣裳は用と改く。又  
 あは貴家乃題名とらり。更は裝束要領鈔と号く。く  
 是と梓よりりむめんところ。愚ありてひて僻言わん

事と云ひ頭とありて諾りども。予時良方かゝ縁といつゝは  
せんよ未成の草藁散亂一々世ふりり。幸よ今潤色  
して新ふおけり書と出して人れ惑ひとさうんり  
るうらむとさうりてさうりりと席るのこ

正徳六丙申年青陽人日桃華坊中陳人壺井安義知著

男官装束要領鈔上

束帶之具

袍以下の装束表袴と着るべき次第  
ありてつづくと束帯といふ

冠

禁秘御鈔文

いぬへハ厚額薄額半額透額何り近代名のみ

ありてまふお明かすいませにのこりてある

亦乃透額の冠ハ十六歳の春まであると用ひ

ははらひのつゝれ冠を用ひ給ふなりいふと

用ひらるゝ所ハ故實さへく子細かほりや

いへともさほの祚かくれと。凡冠了

束帶論語公治

長束帶立於朝

○大學衍義補

卷九束以革帶

十

冠文武天皇本

寶元年三月甲

午朔制皆用漆

冠○衣服令用

頭巾字○國史

用僕頭字○和

名鈔亦同和訓

加字布利

羅賦役令義解  
羅者縵之屬織  
有邪文者也○  
和名鈔羅魯何  
反此間云良一  
云蟬翼

有文無文冠衣  
服令五位已上  
皂羅頭巾六位  
已下皂縵頭巾  
義解縵無文縵

和名鈔縵於  
盈反俗云燕尾  
○江家次第結  
燕尾解緩燕尾

中子 和名鈔中  
子此間中音如  
渾僕頭具所以  
挿髻者也

懸緒 古昔無懸  
緒直以縵結中  
子而差簪故也

有文無文乃亦ありよのほのい有文乃冠衣  
用よりよき有文の冠と小菱の文の羅と  
用るなり近代の文乃羅織のさよりめく  
菱れ文とら付て 今世只縵の本と中子の  
上と文とら付るあり 有文乃  
くなりむく五位以上有文六位以下文  
ありさる紙今となく有文乃冠と用らる  
冠の大小いさ人乃頭にさる冠解とて  
頭とさるむく又緩の事古今同  
くは近世冠のさるにさる用らる但ため

やう家くは曲流りさるりさるもは下を  
中子よりさるり又人乃好ふりて縵乃  
末らりやう中子まてのま近おひりり  
さる筆法よの縵のさる中子とさる  
よむなり

懸緒

帯依紙緩あり是かけとこよ東帯の時  
は殿上人をさる紙より用らる又宗乃  
組然と用ひさる衣冠下の時也さ子細

袍和名鈔袍薄交反和名字倍乃岐奴

延喜彈正式凡綾者聽用五位已上朝服六位已下不得服用

伏守護官所持之兵仗也

胡錄是備武之器武官所負者也有平胡錄壹胡錄狩胡錄之三依入隨軍用之詳見下卷末

袍

くろく衣冠の初りたるなり

縫腋欄アリ兩腋欄アリ乃あり兩腋ハ五位以上の武官に

らしかる節會行幸亦の日月ひき至公卿は

武官とくも兩腋と月ひ給ふとのつひ

不論文官武官縫腋袍ノ各ナリ以ひらる延喜兵部式云

凡武官五位以上朝服皆聽着欄左右近衛左右衛門左右兵衛府之衛府但立仗日不須

彈正式云凡諸衛府五位以上通着其着胡錄并立

仗之日著位襖但參議已上不在此例之縫腋

位襖者關腋之舊名見衣服令義解

位色每階分色見衣服令其濼式詳見延喜縫殿式

五位子鐵深正曆已來以紫深緋深易五位子鐵深故全黒是以此俗云豫也此據萬葉集乃禁忌之稱也蓋有別名乎可尋之

とは袖の下よりすそまでぬいつけり

故見和名鈔にまじりたるのうらさぬともよ關腋カケテキ

こハ袖乃下よりすそをぬくとぬくさる也

かろゆへ小見和名鈔りたるをぬくともよ

縫腋ハやう急とよとよ關腋ハまじりて

よむり習なり又位色乃事ハわいハ

一位深紫正曆二三位浅紫正曆四位深緋正曆五位浅緋正曆

と云一條院御宇正曆乃比より給るるよりして四位

已上五位子鐵深と月也そよりまじり



異文者定丈之外也。三條蒙大龜甲。花山大炊家。龜甲。西園寺家。丁子唐草。我家菱之類也。

緋以蕪芳。深者非也。本色以茜。深之故。茜云之。深緋草。

和名鈔釋名云。無兼曰單。今按古直著身之衣也。和名鈔作和字。註女人近身之衣也。然則不合男服。延喜式作禰字者。是此服也。乎有單禰。禰禰也。下(讀)是著袍。下(讀)重半臂之時著半臂。下。禰單等上之衣也。

表ハ綾文ハ大掖。唐草。輪無等。あり或ハ

家よりして。唐草。單禰。の相違。何處カ

多分ハ梅。無かり。又太長。に。りりて。ハ異文

として。各別。あり。是と家。く。れ。か。り。り。り

と。不。救。多。古。記。み。り。り。裏。平。縮。夏

より。秋。ま。く。生。薄。物。文。色。五。位。緋。今。世。以。蕪

縮。文。下。夏。冬。の。替。り。ハ。前。小。お。り。替。れ

平。縮。ハ。文。な。り。縮。と。り。六。位。下。乃。文。目

略。之。ハ

大帷 自夏至秋赤自冬至春白

い。ハ。汗。取。の。帷。と。名。付。て。交。り。り。用。ひ

給。り。也。近。代。夏。冬。も。に。帷。と。用。ひ。ら。り

事。是。衣。文。乃。た。め。な。り。上。右。單。袖。下。襲。と

次。才。し。て。着。用。あ。り。り。紙。略。し。て。け。帷。と

單。下。襲。の。あ。り。と。付。又。袖。小。單。乃。袖。計。と

付。く。用。ら。り。あ。り。是。と。袖。單。と。も。い。り

か。く。の。あ。り。の。事。頗。略。儀。あ。れ。も。久。く

沙。流。し。あ。り。り。行。式。正。乃。單。下。襲。と。用。ひ

表裏要領抄上

四

多事一有り拍着用の多ハ邂逅のみ也

裾キヨ 和訓コロモノスツ  
一云キヌノシリ

同位以下冬より夏まで表白平絹白粉張

裏平絹濃色コキイロ 板引板引してひらりと付る或夏より秋

ましく生コメ穀無文或生平絹色ハ二藍赤花及青花

式法黄但陰或位又位藏人及聽赤禁色殿上

人ハ公卿と同く紋あり冬より夏まで表白

文遠菱或板引或り或秋浮線綾丸裏濃色

穀遠菱文或蘗芳或漆或之折裾ハ元来下裁の裔

**濃色**古以蘗芳深淡之是亦後世易五倍子鐵漆或和名鈔穀和名其形織視之如栗

裾下裁之裔也後世切離用之有引襟之累故乎其裾長短依世制不同凡木巨一丈四五尺大納言一丈二

三尺中納言一丈二尺參議八尺四位七尺見劔鈔今世所用如之

**表袴**衣服令載或白袴或結或手或凡表袴之号出干本朝文粹未見先是者猶可考之

**表袴**

いめハハはけけケケケケ月ひも也但つまこらと用ハ累或ある或少或別或切或かちて用ひもも也或主上ハ今につけ長短ハ官位よりりて相違有り今世位又位ハ腰より七尺但代々其制符同或以自餘別記之

夏冬の差別あり裏と付りなり位以下或表或白張平絹或藍或裏紅平絹或板引或してむり或出或法ても用る但陰位又位藏人及聽禁色殿上人ハ公卿と

縮線綾延喜織部式載熟線綾是也蓋後世以熟字易縮字云

赤大口

同く文有り 表白縮線綾窠霰壯年以後堅文者丸裏紅打

公卿殿上人を介地下と云々 十五歳以前濃色 夏冬乃つらもなく紅生平絹或ハ紅ねり さぬと用ひらるる文ハ表裏ともにおり

石帯

石帶有金玉石角魚皮等然則以石帶為總名者非也令式載腰帶者是云用國史記革帶者是云體也○延喜正式凡白玉腰帶聽三位

ウモシゴラムモシゴラムメナフサイカクウサイ 有文玉無文玉馬腦犀角烏犀此おあれせといつてもとて俗小石帯といひり本名是と腰帯といひ或ハ革帯といひいふ處ハ

已上及四位參議着用玳瑁馬腦斑犀象牙沙魚皮紫檀五位已上通用

上手手字或清或濁而讀之ニ説夫木集雜歌おりのさつり身志つらるの帯れうてはけく人と云んとい

け介文くの帯有りといふも今世乃所用大撒かくのあ〜又右の帯に巡方丸鞆乃二極あり但公事にゆりて用る者多しといふそれ巡方といふ方なり紙つひ丸鞆とハ圓なるをいふ近比ハ方圓相交て用ひらる是通用のあろる花を敷帯乃中に丸六つあ方乃〜に方二つはく上手 裾とかかる 一つ都合十一あり或又丸八つあ方乃端み方一つはくも有り凡帯の所用依官位故實

馬腦本草綱目時珍云按增韻云玉屬也文理交錯有似馬腦因以名之曹昭格言論云非石非玉堅而且脆刀刮不動其中有人物鳥獸者最貴○犀角紋如魚子形謂之粟紋紋中有眼者謂之粟眼黑中有黃花者爲正透黃中有黑花者爲相透花中復有花者爲重透並名通犀

乃上品也化如椒豆斑者次之烏犀爲下品  
延喜彈正式凡畫飾太刀五位已上聽之○凡刻鐵太刀非新作聽五位已上著用○世俗淺深祕抄金造銀尋常不用之宿老人用之  
筋劔圍太曆如法筋劔用赤滑強非異樣只當劔之內如法筋之玉居ナト也

東洋要金錄

何りといふと略して爰に五位五位乃おのこころせり五位ハ馬腦常尋常被用之然とも馬腦常ハ九韜の介巡方おと古記名目抄小刀より故に節會行幸之日五位といとも犀角巡方と用ひらる事通例あり五位ハ犀角九韜乃常尋常被用之但古云行幸の日ハ犀角巡方の常と用ひらる事例なり然とも今世多分ハ方圓相交る常と用ひらる事あり

劔

大臣の時ハ金装束ツクリ大納言までハ銀はらりあき何れと近比ハあるにまて用るにまて金銀乃沙汰よ及らるる古記桃花樂葉小刀より武官の人ハ職より付て常劔勿論なり文官ハ勅授帶劔乃宣下何りて常劔也但武家方にハ更よ不拘法令皆常劔より例とあれり凡公卿ハ筋劔カサネ居カサネキチラテン本地螺鈿キチラテンと紫檀シロガキも沉シロガキあきも何れも居

蒔繪螺鈿靴と蒔絵めて金貝紋用と但公平に  
おもてかともいへり 又蒔繪劍ハ卿相雲客  
おもに常劍の人の用と 又通螺鈿ハハ太刀  
つり是まこと 殿上人通用れり古記  
そくそり 通螺鈿とは靴乃地とまこと  
しん 表裏ハ通としん  
と描なり 又六位ハ下ハ黒漆 或ハ大抵かく  
の

平緒ヒラフ紫綫ムラキキ

平緒五位巳上  
 同唐組六位巳下  
並締新羅組之由貞觀有定制後世織平緒是新物者乎

叙の装束或ハ赤滑紫革ハハハ乃ハムラキキ平緒ハ紫綫ハ  
とは紫小白糸と打交て 乃ハハ平緒ハの文ハく  
綫乃字 のりハとハめりハ平緒ハの文ハく  
なり ともハ大抵ハ孔雀ハ尾長鳥ハ竹相鳳凰ハ  
唐花 四季乃花ハ黄鳥ハ等神妙ハの抽ハなりハ古記ハ  
にハハ今世ハ或ハ家ハの文ハとハまハりハ事ハ績ハ  
ハハハ若年ハの人ハ常ハにハ紫綫ハとハ用ハひハらハ  
或ハ壯年ハ宿老ハもハ用ハひハらハ事ハハハりハ此ハハ  
緋地 藤ハ芳ハ綫ハ萌ハ黄ハ地ハ青ハ綫ハ紅ハ梅ハ地ハ櫃ハ綫ハ薄ハ櫃ハ

白地平緒繡梅  
花寫小忌平緒  
是也。鈍色平  
緒無文薄墨交  
青氣之色也号  
西服平緒是也

本邦以詔誨直  
書笏例見承和  
中國史

異邦以紙粘笏  
上事文類聚  
續集勅本今官  
員執笏最無道  
理笏者只在君  
前詔事恐事多

笏  
和名佐久

淡香淡白地鈍色乃西つら松とつらは淡香淡ハ  
不論晝夜公事つらふ月ひらつらいつらハつらつ  
につらりつらとつら用つらりつらりつら也つら何つらそつら故つら美つらと  
且つら死つらまつらてつら月つらひつららつらんつらハつらとつらり

釋名文也一國作君致作教

異朝ハ臣有致命及所啓白則書其上備忽  
忘云本朝の古例も亦つらりつられつら死つらのつらまつらり  
又笏紙と押しあり任納言之時著笏紙  
糸入若不具之人仰外記令書押のつら古記江次第

須以紙粘笏上  
記其頭緒或在  
君前不可以手  
指入物使用笏

檜扇 或秘記曰  
以扇直背ト見  
タリ又或記笏  
代ニ用フ故ニ夏  
冬通用シテ持  
タニト云

檜扇

みつらみつらりつら但つら是つらハつら常つらのつら儀つらハつらつらつら云つら事つらハつらつら  
るつら時つら乃つら事つらあり又寸法形相ハ家々つら然つらくつら不つら同  
本つらハつら或つらハつらつらつらぬつら又つらハつらつらつららつら乃つら類つら名つら少つらくつら見つらる  
つらりつら近つら世つら或つらハつら様つら於つら人つらくつらのつら意つら巧つら定つらるつらるつらる  
礼つら服つら着つら用つらのつら介つらハつら牙つられつら笏つらなりつら一つら等つら畢つらとつらり  
つらハつら皆つら本つら笏つら也つら又つら笏つらとつら志つらやくつらとつら積つらりつら子つら細  
つらつら事つらなり

束帯のつら懐中のつらありつら松扇の教つら也つら

襪和名鈔說文云襪和名之足衣也。餅鈔襪足下可有用意黑足見苦云

襪シヤク

枚或ハ廿八枚も白糸にてとらて糸は餘り  
と板の花或は窓くの文と並物として行  
あまねく糸とのりくかき糸はくとして  
あきりにとかり十六歳に及ぶより世帯とも  
を用く又三十歳に及ぶよりとらて  
唐草と月ひ給いさるも老年に及ぶ  
白平指の袖りさる也米草の糸着用は  
但老人ハ衣冠乃河を蒙テ勅免ツ着用なり也

履釋名履者禮也飾足為禮也  
○靴本字作鞞  
時珍云鞞皮履也所以華足故字從革華○淺履往古無此名也蓋和名鈔有木履乃此履乎

履シツ

靴シツ 淺履

凡公事公會之所悉著靴又雖非公會券とら  
人ハ雨泥の日ハ靴と着るより延喜彈正式ハ  
凡より尋常は淺履を用ひらる但履敷  
履乃内を表袴の切して張之有よ公卿并  
聽禁色之人ハ皆文有りさハ紋あり

緒太ツブ

古記〔在袋〕小式井シツ蒲履或裏無といふ是也いさる  
晴乃物みあり糸をも合持之尋常の事あり

東葉の時乃緒太ハ從者可有覺悟もの也

東葉の時乃緒太ハ從者可有覺悟もの也

一公卿とPと殿上人とPといふ符遠く引

格政園自及三公ハ是公かり大中納言散一

位及三位以上ハ是卿あり泰儀ハ五位と

いふも符卿也六き紙とて云卿と

Pといふり又記深み大信とていふ云ハ

大中納言泰儀散一位及三位已上はり也

散位者謂有位  
而無官之人也  
前官之人猶散  
位也是散本之  
意也乎

今程此通よりP来い又卿相ともPかり

抄抄よりりて覺悟何人又一殿上人

ハ五位六位乃人昇殿と有りよりり

あり又ハ雲客ともPとありて昇殿紙

持るる人ハ堂上とPハ昇殿ゆりさふ

友人と地下とPハ堂上ハすとしてよと地下ハ

おごりてよみPといふり智みく作

一殿上人と諸右吏乃東葉其具かよりり也

袍の意目れ事位階乃よりりてつら

東葉要領抄上

十一



自四位殿上人  
 遣地下四位諸  
 大夫執達如件  
 恐々謹言無上  
 所名字。自地  
 下四位諸大夫  
 遣四位雲容謹  
 上執啓恐惶謹  
 言見弘安禮節  
 五位殿上人與  
 五位諸大夫之  
 禮亦同上

尸位袍とも尸たり記録は當色の  
 袍と着してとつらひ位にあつる袍乃  
 事よもい同位殿上人同位諸大夫五位殿上  
 人六位法衣各々礼節ハ各別していハ  
 朱筆の時袍以下皆具相違あるへつと  
 但衣冠符衣おとの時ハ指貫つておゐて  
 かゝり有る也

一文官武官のまうら覚悟い

文官モガンハ文道の事とありてい

中務兵部刑部  
 彈正左右京侍  
 從内舍人隼人  
 官及太宰府官  
 雖非宿衛官皆  
 帶劍之官也

の職とほりさつと文官と尸ハ大臣大中納言  
 齋藤左右辨少納言以下も和短等ハの  
 文武と尸ハいし人友と尸ハ  
 ろん官とよも尸みあつひつてい武友とハ  
 兵仗と帯ハ禁裏内外乃守護のいハ  
 武道の事ハいしつり尸官と武官と  
 尸あり大將中將少將將監將曹主ハ  
 左右衛門府左右兵衛府左右馬寮兵庫寮の  
 司乃教粗職原鈔おつと

新編 御書 卷之十一

一 垂綏ケシエとひい

冠の綏ケシエは密綏ケシエ卷綏ケシエ乃二様あり密綏とハ  
武友乃人胸腋の袍と悉く弓箒と帯  
す日老然とを綏ケシエとせりて用りあり  
是とげん悉くしよとてPひ弓箒と帯と  
さう時ハきりて此の袍故者老けと  
うけいとも垂綏とてハ況文官ハ皆垂綏  
めくハ密綏とハ是れいりてせりて用ひ  
Pハ事ふてハ

西官記 臨時男  
女禁色上卿奉  
敷給彈正檢非  
違使敷授帶劔  
牛車輦車宣旨  
亦同被書下

一 勅授帶劔チヨウジュとひい

武官ハ職ハはらて帯劔勿論なり文官ハ  
帯劔せらる職ありとてハ紙帯劔の 宣下と  
Pとらると勅授帶劔とPなり

一 靴クツ乃禮赤色ハ左近衛大將中少將等青色ハ  
右近衛大中少將等悉く之りけりけりハ  
此通ハ也

古記ハ覺Pとてハ青ハ老人ハ著ハ赤赤  
牡羊の人被用ハ事ハ後ハ覺Pハ

新編 御書 卷之十一

装束要令

十三

禁色 清少納言  
の多入を様  
た多れい  
公達か  
ゆも  
あわぢり  
ま  
ころも  
いろ

禁色 延喜  
式凡諸禁色者  
物雖下衣不聽  
服用今按禁色  
凡支子深可盪  
黃丹者及深紫  
深紅深藕芳之

一禁色とゆるごとく

禁色とゆるごとく  
聽之  
著て  
公卿の  
とゆるごとく  
今世  
とゆるごとく  
は落著  
とゆるごとく  
今表袴乃

類也

窠クニニア霰乃文クニニアあをを禁色とす  
くくくの時ハ是も子細くくくいろ

一節會ハ元日白馬踏歌にからりい哉

ひくは元日白馬踏歌  
五月五日  
九月九日  
豊明立后立坊任大臣等乃宴とあく  
子細西宮北山等抄くく古記小乃くく元日白馬踏歌  
節會今に恒例を  
絶物と近比立后立坊豊明木の

以ひ多ひ〜あり

一院官他所の清出とて行幸とす

行幸ハ天子御幸ハ院行啓ハ中宮東宮

かくの〜りら有るは〜院文とは

以事とハ〜事よ

衣冠西官記号  
宿衣是也宿衣  
直衣共雜袍也  
云

雲井春云後を  
院世小す〜  
蹴鞠の連者〜  
兼元二年九月  
上皇と長者と  
有〜として連署  
乃實表と〜  
や〜大炊の門希  
太政大臣頼実の  
亭として竟宴乃

冠 垂綬

衣冠之具

常の袍より〜用  
りらと衣冠といふ

く〜初巻に〜

懸緒 并組懸

かを緒ハ紙〜也。束帯。衣冠。直衣。袴衣以下

皆是と用ひ〜それ組然と組之 兼元二年

正月也 後鳥羽院蹴鞠乃御時〜

〜先たま〜ひと〜志〜於人あや

花鳥井家乃執 奏〜 勅許あり

多りて上八中  
八下八人等も  
多りて定らま  
下首のりく  
これかすを  
おははるる  
まは出にさう

装束要領

十五

なり元來遊鞠乃の烏帽子のくもを  
おませりさる人ハ衣冠並衣の時冠小も月ひ  
ふふなりされとも束帯乃時ハひさ  
糸紙よをも月ひら又地下ハ一向中  
けり武家小おわくも侍従祿任の故  
うけく月ひらさるなり

袍縫腋

文官武官ともに衣冠乃内ハ皆縫腋の袍なり  
くく初考おはるなり

衣袍下衣也  
單帷凡如束帶

衣并單帷

衣の事或ハ袍とも稱と但三條轉法輪  
家ハ束帯の下にりさゆるハ縫着めり  
袍ハ直衣衣冠持衣の下に用は莫太  
長一是とさぬと稱すさるる古來  
並衣衣冠乃内ハさるる下にハ單又衣  
悉くも也當時指貫小袍もり悉く  
と衣冠といひ袍の下に單又ハ衣と着る  
成かす稱といひりりやまりさるなり

装束要領

十六

紫濃紫也薄色  
薄紫也餘皆准  
之

紫濃紫也薄色  
薄紫也餘皆准  
之

浮線綾文各名  
目鈔載卧蝶是  
也

單。衣等ハ以悉セヨハ頗暑儀也但晴カキ  
之吋ハ單衣カカサヨル事也衣乃又カ  
大略紫。薄色。紅。藕芳。紅梅。萌黃。黃赤也  
但夏ハ單乃トニシテ此衣カカサ  
老人ハ生スシノ衣ト悉セヨル也  
用由カハ 白色乃衣ハ長年乃人用由云々并  
聽禁色之人ハ文ウワリ  
小菱或浮線綾の丸又名  
用り也若年ハ藝文老年の人ハ遠文但ハ  
尋常の用り之時の吋ハ浮織物唐織物等なり 裏カ  
いつモ平絹ナリ吋小カシヒテワリク

奴袴和名鈔奴  
袴乃波賀萬  
夏指貫生文三  
重祥云之太文  
後世不用之  
浮織物之時文  
鳥袴固織物之  
時文藤丸之由

衣出衣下端也ト出衣カシテ用ヒカサトカシテ又單  
いろハ青單。薄黄單。藕芳。黃單もワリ  
花カ比ハ紅單也去冬ハ少クシテ及ハ張單  
トテ板引カシテ用ヒナリ老人ハ白單文ハ  
單文乃後カリ帷ハ衣文エモシのためナリ  
奴袴サシキ 或用指貫字  
ハカハハ夏ハ生冬ハ練ナリ公卿并聽禁色  
之人カ文ワリ  
浮織物固織物  
紫薄黄臨年  
たて紫カサレ白糸ト織  
或ハ紫薄色

平絹 深又は色と付色をいふ 裏はいつきも同く又は平絹  
 かり及冬より小紋用之又地下は不論老若  
 無文淺黄 して浅黄ぬら白の糸とりてと織 或は浅黄平絹 付  
 多く着用と又於武家法衣は浅黄平絹  
 侍従少將中將は玄文織衣の浅黄 にて浅黄ぬら白  
 と着用せしむれは宗乃指費ハ輒りらひら  
 たり一紙を以蕃客来聘の時より清沙汰  
 けりて五位法衣ハ玄文淺黄指費四位法衣  
 宗侍従お中將ハ皆薄衣のさしぬら着用

のうかり織色深又は上小同

下袴 付腰次

下袴ハ儀法あり十五歳以上の濃色 濃紅  
 あり今より 濃紅 十六歳以上は紅老年乃は白  
 文定より 暗儀近代平絹也 下結の時 ケケリ  
 指費乃下に用之又腰次ハ布の袴なり  
 上結の時用之是も単衣考をかたぬ  
 乃事なり

野 野ハ文飾少キ  
 之意也乎

野 ノダチ  
 野 野ハ文飾少キ

野太刀差平緒  
例見應安四年  
北面始記但不  
爲可之

持野太刀事薩  
戒記鈎殿中將  
入道口傳曰近  
衛司細々出仕  
ニモ皆雜色令  
持蔭繪野太刀  
候難色持右主  
候ハ又時ハ童  
中間十ニ持  
セ候

繪扇式正也但  
曠暑之比用編  
蝠之事可安乎  
雖然直衣之時  
夏持繪扇定例  
也見吉部祕訓

裝束要領  
上

十八

毛拔形釵柄間有毛拔形金も号以或ハ革緒釵或ハ平靴  
釵或ハ侍府釵も号と一物よりて多ク  
名とゆより侍府公卿雲客とハ束帶  
直衣衣冠めもハ革緒今世或組緒紋用之中  
大將ハ蔭繪野太刀公卿の將ハ蔭繪螺鈿  
野太刀次將并シフ府スチ依テハ本地螺鈿野太刀也  
を代次將の人蔭繪螺鈿野釵ともし  
ひ者亦テ平余随候ハ時志多ク此釵と帯  
きハ武官にあつる人ハハ

さうハ古記ハ然ハ今文官の人も  
或ハ是とハおきハめハなりハ但ハ依ハ時ハ置ハ  
死ハ常ハ此ハ刀ハと令持ハ給ハふハ頗暑候ハ事ハなハハ  
一向少ハ大ハの限ハにあつハ於ハ武家ハハ衣冠ハの時ハ野釵  
是ハ侍府ハの或ハ靴ハ卷ハ釵ハとハ帯ハさハるハ陰ハ然ハ若ハ泰ハ  
内ハ上ハ殿ハのハ殿ハ上ハの口ハにかハわハくハ解ハ釵ハ乃ハもハ也

繪扇 付編蝠

冬ハ松ハ扇ハ夏ハ編蝠ハと持ハふハ也但東ハ帯ハの時ハ  
夏ハも松ハ扇ハあり衣冠ハ垂衣ハなりハの時ハ極熱ハは



蝙蝠夫木集  
日くふれかひみ  
ふみふかひみ  
あふきの風も  
すくくく

装束要領抄上

十九

蝙蝠と子細か。老者は袴の裏と拵へ  
近比は夏冬といふは蝙蝠とり人あり例  
くくくくくくくくくくくくくくくく  
蝙蝠とは今の末廣也。衣議の上を妻紅なり  
袷は定る事か。蝙蝠をかきほりて讀也

襪

衣冠乃何襪と着るは依久可有覚悟也  
くくくく初冬に足くく

浅履 付緒太

出履緒太はま雨に濡れて着用の事也

一直衣といふるは拵とて、この種の人は著る也

直衣亦雜袍也  
也故蒙敕免被  
著之詳見禁秘  
御鈔

華族文選王、文  
憲集序公、生、自  
華宗李善注、華  
宗貴族必應斯  
舉

自冬至春表白浮線綾 白粉張 裏平絹 紫成衣

次才よりくくくくくくくくくくくくくくくく 自夏迄

秋生文三重禪 若年ハ二藍次に花田次才に 裁縫の

拵制專如位袍いぬへハ花族 清花、通稱のこころ

よくも輒不聽之、御簾中入立れを著徳之

装束要領抄上

二十

まかハ御侍讀或御乳父聽之已上古記

及より但内とめてハ着用のり桃花葉及禁御鈔

いよハ殿上人の垂衣をさし也今世

直衣とゆふ拵家清花ハ勿論近習の

人よ何ととつとと其人乃任先例

勅許あり或種姓ハ詔ハ記家ハ春議

乃時聽之まか或納言の時聽之或ハ

ゆりさるゑく難勝計又禁色と雜袍

との制とは各別なり委別ハ記之

禁色與雜袍宣  
下各別事公卿  
補任日藤原兼  
頼萬壽三年二  
月九日聽禁色  
十日聽雜袍宣  
青正時五位上將

垂衣かかつひよハ細ハまれともか  
ことし事おろひ也

一公卿并禁色の人致者ハ指費い

拵家童躰乃時時紫二重織物指費上文白

地文龜甲元服ハはは龜甲指貫其後薄色鳥禘

文已上次薄ハ藤丸次淺黄已上隨年

齡法者用のり清花ハ二重織物とのを死

は龜甲指貫より番ハ終りハ不諸家

ハ卿并禁色ゆふハ多祥ハ乃文らハ

鳥禘此鳥用何  
鳥乎不見裝束  
諸抄也挑文師  
有故實乎可尋

表裏要令録上

たまふ事なり色、清深、年若、次才に、す、  
かりかり控宿徳、人、白色、練、指、黄、考、一、の、  
し、し、し、し、り

一世俗、陽、叙、陰、叙、り、り、と、し、事、い、く

叙、陰、陽、と、し、り、り、覺、悟、と、し、或、ハ、諫、園、或、  
喪、服、乃、ハ、太、刀、の、化、や、う、り、り、と、し、り、り、と、陰、の、  
右、刀、と、し、り、名、目、と、し、り、但、野、叙、と、侍、府、乃、叙、  
と、し、り、陰、陽、乃、陽、と、覺、り、或、ハ、野、叙、ハ、  
武、官、の、人、第、一、の、叙、ハ、侍、府、の、叙、と、し、り

事、以、取、と、ふ、と、二、字、に、さ、う、に、し、て、あ、ふ、と、  
言、察、を、引、つ、け、く、續、り、お、し、て、以、然、と、し、  
近、侍、府、と、し、り、侍、ハ、切、と、し、り、さ、う、に、日、本、に、  
事、は、是、小、か、さ、う、次、事、く、に、さ、う、に、せ、者、之、  
以、取、侍、授、な、り、て、ハ、侍、り、り、死、り、り、り

一公卿の將次將、府の佐、乃、り、り、り、

と、の、將、と、し、或、ハ、中、納、言、中、將、二、位、二、位、中、納、言、相、  
中、將、等、と、し、り、中、納、言、の、人、中、納、と、兼、官、  
一、或、ハ、二、位、三、位、に、の、り、り、中、將、叙、留、

叙留者叙位留  
官之意也

表裏要令録上

製東典録上巻

二十

一、つら子按家清、花乃介、之、之、以宰相の中、  
右羽林家の中、能家、ハ、大形、く、れ、  
又次將、ハ、中少將、乃、事、と、ハ、大將、  
次、の、ハ、又、同府の佐、ハ、左右、  
兵、備、佐、と、ハ、此府乃中督、ハ、或、ハ、中納言、  
是、と、兼任、口、と、是、或、ハ、参議及散、二、位、乃、人、  
任、と、れ、ハ、佐、ハ、多、ハ、名家の殿上、ハ、是、任、と、ハ、  
是、也、同府の佐、と、ハ、事、作

